

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 20 年 2 月 27 日

各 位

2 月社長記者会見

- 1 . 金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備
について
 <資料 1 参照>
- 2 . 信用取引口座設定約諾書等の差入方法の電子化に係る「受託契約準則」の
一部改正について
 <資料 2 参照>

以 上

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について

平成20年 2月27日
株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

平成20年 4月より、「証券取引法等の一部を改正する法律」（「金融商品取引法」（以下「金商法」という。）を含む。）（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行に伴い、四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うこととします。

加えて、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、所要の改正を行うこととします。

概 要

項 目	内 容	備 考
1．金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応		<p>「中間期」の概念を「四半期」の概念で置き換える（例えば、半期報告書を四半期報告書に、中間財務諸表等（銀行業・保険業などの特定事業会社に係るものを除く。）を四半期財務諸表等に置き換える。）形で上場制度を整備するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年 4月 1日以後に開始する事業年度から適用します。
（1）「有価証券報告書等」の定義の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 上場制度上の「有価証券報告書等」の定義に、四半期報告書を含めることとします。 	<p>例えば、新規上場や上場廃止の審査対象としている「虚偽記載」（株券上場審査基準第4条第1項第8号a）の範囲として、従来の半期報告書に代えて四半期報告書が含まれることとなります。</p>
（2）新規上場申請者の提出書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者は「上場申請のための四半期報告書」（当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レ 	<p>従来、新規上場申請者が提出していた「上場申請のための半期報告書」、「四半期財務・業績の概況を記載した</p>

項 目	内 容	備 考
<p>直し</p> <p>(3) 適時開示の取扱い</p> <p>(4) 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い</p> <p>(5) 四半期報告書の提出遅延への対応等</p>	<p>ビュー概要書を含む。)を提出することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合 b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合 ・ 四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様とします。 ・ 現行の有価証券報告書(監査報告書を含む。以下同じ。)の提出遅延への対応を以下のように見直すとともに、四半期報告書(四半期レビュー報告書を含む。)の提出遅延に対する上場制度上の取扱いを有価証券報告書における取扱いと同様とします。 <ul style="list-style-type: none"> a 有価証券報告書が、原則として、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法定期限までに行っている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱うこととします。 b 有価証券報告書を法定期限経過後1か月以内に内閣総理大臣等に提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、当取引所が別に定める場合については当該期間を3か月に延長することとします。 	<p>書類」(セントレックス)に代わるものです。</p> <p>現行、半期報告書について同様の適時開示を求めています。</p> <p>現行、上場会社に求めている四半期財務・業績の概況(四半期決算短信)の開示は、四半期報告制度導入後においても求めることとします。</p> <p>現行、監査報告書における不適正意見や意見の不表明についてはその影響が重大である場合に上場廃止となります。</p> <p>現行、法定期限から8日を経過した時点を基準に上場廃止のおそれがあるかどうかを判断していますが、現在の実務では迅速な提出状況の確認が可能であることから見直すこととします。</p> <p>現行は、特段の例外規定を設けていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「当取引所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとしします。 ・ 四半期報告書の提出遅延については、有価証券報告書と同様、法定期限までに提出されないこと又は提出できる

項 目	内 容	備 考
(6) セントレックス上場会社の四半期レビュー手続に係る規定の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・セントレックス上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施することに努めることとしている、当取引所が定める「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止します。 	<p>見込みがないことは適時開示の対象となり、当該事象に該当する場合には監理ポストへ割り当て、法定期限経過後1か月以内に提出されない場合は、当該銘柄の上場を廃止することとなります。ただし、提出初年度における監理ポスト及び整理ポストへの割り当てについては、実務の状況を勘案して、割り当てに係る期限からそれぞれ15日延長して適用することとします。</p> <p>金商法において四半期財務諸表等について公認会計士等による監査証明を義務付ける規定等が整備されることに伴い対応するものです。</p>
<p>2 . 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応</p> <p>(1) 新規上場申請における提出書類の見直し</p> <p>(2) 適時開示の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とします。 ・上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 内部統制報告書において、「重要な欠陥」又は「評 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。 ・市場変更審査及び一部指定審査の中でも同様の対応を図ることとします。 <p>上場会社が内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出する際に広く周知し、財務報告に係る内部統制の継続的な改善努力を促すことを目的として対応するもので</p>

項 目	内 容	備 考
	価不実施」の記載を行うことを決定した場合 b 内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合	す。 内部統制報告書における「重要な欠陥」が、財務諸表の虚偽記載に直接結びつくものではないことを踏まえ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書の記載内容をもって、直ちに上場廃止審査の対象にはしないこととします。
3．金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止します。 	金商法において、有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出が義務化されることに伴い、上場制度において確認書の提出を求める規定が不要となることによる改正です。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。 ・上場承認時の提出書類である「上場申請のための有価証券報告書」等の記載内容に係る確認書については、現行の取扱いどおりとします。
4．売買単位の集約に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場の際（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が当取引所に上場する場合を除く。）には、単元株式数が100株であることを求めることとします。 ・上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月1日以後に行われる内国会社の発行する普通株式に係る新規上場申請から適用します。 ・平成20年4月1日以後に行われる内国会社の発行する普通株式に係る決議から適用します。
5．その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	

．実施時期（予定）

平成20年4月を目途に実施します。

以 上

信用取引口座設定約諾書等の差入方法の電子化に係る
「受託契約準則」の一部改正について

平成20年2月27日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、受託契約準則の一部改正を行い、金融庁による認可を前提に本年3月10日から施行します。

昨今のインターネット取引の普及に伴い、法令の定めによって金融商品取引業者が顧客から取得する同意（顧客の証券を担保に供することについての同意等）については、既に電磁的方法によって取得することが可能となっております。また、金融商品取引法等の施行によって、電磁的方法を含めた金融商品取引業者の顧客に対する説明義務の拡充等、投資者保護のための法制度が強化されてきております。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、信用取引に係る投資者の利便性の更なる向上を図るため、信用取引口座設定約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とするよう受託契約準則の一部改正を行うものです。

これに併せて、発行日取引の委託についての約諾書についても、同様の趣旨から電磁的方法により差し入れることを可能とすることとします。

2. 改正概要

(1) 信用取引口座設定約諾書の差し入れ

信用取引口座設定約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とします。

(2) 発行日取引の委託についての約諾書の差し入れ

発行日取引の委託についての約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とします。

(3) その他

所要の改正を行います。

(備考)

・受託契約準則第5条第3号

・受託契約準則第4条第2号

3. 施行日

平成20年3月10日から施行します。

以上